

18 経営 第 7832 号
平成 19 年 3 月 30 日

殿

農林水産省 経営局長

農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱第 2 の別表 2 の 2 の (5) の注において農林水産省経営局長が別に定めるものとされた認定農業者向け農業近代化資金の範囲について (財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成の対象とする農業近代化資金の範囲について)

「農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱」(平成 2 年 3 月 29 日付け 2 農経 A 第 321 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の別表 2 の 2 の (5) の注において経営局長が別に定めるものとされた、財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成の対象となる認定農業者向け農業近代化資金について、「財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成及び他の資金制度等の取り扱いにおいて対象とする農業近代化資金の範囲 (貸付条件) について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営 第 8871 号農林水産省経営局長通知) を廃止したことに伴い、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、別紙のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、本資金の適正かつ円滑な融通につき御配慮をお願いする。

別紙

農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱」(平成2年3月29日付け2農経A第321号農林水産事務次官依命通知)第2の別表2の2の(5)の注において農林水産省経営局長が別に定めるものとされた、財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成の対象となる認定農業者向け農業近代化資金については、以下に規定する内容に合致する農業近代化資金とする。

1 貸付対象者

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた者(簿記記帳を行っている者(簿記記帳行うことが確実と見込まれる者を含む。)に限る。)
- (2) (1)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)

2 資金使途

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金(以下「家畜購入育成資金」という。)
- (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金
 - ア 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - エ 品種の転換を行うのに必要な資金
 - オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

3 貸付限度額

個人にあつては1,800万円、法人にあつては3,600万円とする。

4 償還期限及び据置期間

下表に示す年数の範囲内とする。

貸付対象者		認定農業者等	
		償還	据置
原則		15	7
例外	農機具等のみの場合	7	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2

(注) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。